

第4回化学物質国際対応ネットワークセミナー
日中韓 GHS セミナー

日時： 2009年3月17日（火）13時30分～17時05分

会場： ホテルフロラシオン青山 1階 ふじ

プログラム：

開会

セッション1 韓国におけるGHS導入状況

JIL Corporation Young-shin Lee 氏

セッション2 日本におけるGHS導入状況

独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ 宮川宗之氏

セッション3 中国におけるGHS導入状況

中国環境保護部化学品登記中心 Gao Yingxin 氏

セッション4 全体に対する質疑応答

閉会

議事：

〔開会〕

【環境省環境保健部環境安全課瀬川課長補佐（司会）】

司会を務めさせていただきます環境省瀬川と申します。まずは事務的なお知らせをさせていただきます。本日の講演は、日本語と英語で行われます。お手元の同通訳機器のチャンネル1は日本語、チャンネル2は英語ですので適宜御調整ください。また、携帯電話はマナーモードあるいは電源をお切りくださいますようお願い致します。配布資料についてですが、英語表記のみとなっております。資料を御確認の上不備等ございましたら、事務局までお申し付けください。また、青色紙のアンケートも同封していますので、こちらへの御協力もどうぞよろしくお願い致します。なお、時間についてですが、当初アナウンスしていました時間の17時よりも5分遅れての閉会となります。予め御了承のほどお願い致します。

さて、本題に移りますが、まずは環境省を代表しまして環境省環境保健部化学物質審査室戸田室長より開会の挨拶を申し上げます。

開会挨拶

【環境省環境保健部企画課化学物質審査室戸田室長】

環境省の戸田でございます。本日はお忙しい中御参加いただき誠に有難うございます。一言御挨拶を申し上げます。当セミナーには、300名を超える方々から応募がありました。これは、GHSに対する関心度の高さを物語るものだと思います。また、当セミナーで御講演いただきます中国及び韓国、ならびに我が国の専門家にお礼を申し上げます。

皆さま御承知のとおりGHSは、2003年に国連から化学品の分類及び表示に関する世界調和システムについての勧告から始まりました危険有害性（ハザード）分類表示システムであります。

日本国環境省では、GHS に関するパンフレットの作成の他、GHS の導入に向けて国内関係省庁との協力とともに、アジア各国との情報交換を進めて参りました。中でも、化学物質管理については、日中韓ダイアログを立ち上げまして、当セミナーもその活動の一環として企画したものであります。

本日のセミナーでは、日中韓三カ国の専門家から GHS に対応した具体的な規制、消費者製品のラベル制度を含んだ各国の動向について解説していただきますが、中国及び韓国への化学品や化学製品の輸出業者にとってビジネスを円滑にする上で参考になるものと思っています。セッション毎に質疑応答の時間を設けておりますので、御出席いただいた皆様には、是非この機会を通して日頃から疑問に思われている事項等について御遠慮なく御質問していただきたいと思っております。これをもちまして開会の挨拶とさせていただきます。

【瀬川課長補佐（司会）】

戸田室長ありがとうございました。それでは、早速ですが、講演に移りたいと思っております。初めは、韓国の JIL Corporation の Young-shin Lee 様に「韓国における GHS 導入状況」について御講演いただきます。Young-shin Lee 様よろしくお願い致します。

セッション1—韓国における GHS

【Young-shin Lee 氏】

皆さま、こんにちは。ヤンシンと申します。韓国における GHS の関連法規、導入状況、分類やラベル表示、国連との比較等について講演します。出席者皆さんのレベルに合わせて話を進めたいので、韓国における化学物質管理の状況についてあまり知らないという方は手を挙げていただきたいと思っております。ほとんどの方々が理解しているようですので、講演を始めたいと思っております。

GHS については、パワーポイント（PPT）スライド No.3 に示されようようにキルトを思い浮かべられるとよいかと思います。このような調和のとれた状態を実現するためには、時間と努力が必要で、これはコンプライアンスの問題にも絡み、この目的についても御承知のとおりです。

（PPT スライド No.5）韓国における GHS に向けた動きとしましては、2004 年に関連する 7 つの省庁による合同委員会を立ち上げ、具体的な取組を開始しました。2005 年から 2006 年にかけては、パープルブックの韓国版を出版し、これをベースに各省庁の取組の詳細が決まりました。例えば、労働部では、法整備作業を開始し、法制度の見直しに着手し、GHS 導入に向けて「産業安全衛生法」（以下、ISHA）の改正が行われました。

一方、環境部（MOE）では、2007 年に（公示された猶予期間が短かったのですが）GHS 導入に向けて関連する法制度改正に関するプロポーザルを出しました。

（PPT スライド No.7）2008 年には、多くの取組が行われ、例えば、義務的規制及び自主的取組、分類表示要件等が決まりました。韓国の「公示＝Public Notice」には、分類方法、ピクトグラム、ラベルに関する詳細が含まれています。

労働部（MOL）は、公示 No. 2008-29 を公表し、化学物質については 2008 年から 2010 年 6 月 30 日までに、混合物に関しては、2013 年 6 月 30 日までそれぞれの猶予期間が延長されました。つまり、それぞれ 2010 年、2013 年以降は義務付けられることとなったのです。

MOE と国立環境研究院（NIER）は、GHS 導入に向けて、シンポジウムを開催する等コミュニ

ケーションの促進を図るためのイベントを開催し、当分野のリーダーシップをとっています。

NIER は、2008 年 7 月に No.2008-26 を公示し、有害化学物質の分類とラベリングに関する規制を発表し、GHS 導入猶予期間を化学物質には 2011 年 6 月まで、混合物は 2013 年 6 月までとしました。

そして、2008 年 11 月には、消防部 (NEMA) は、物理的ハザードの GHS 導入に関する公示を出し、GHS を既存の規制の中で実現しました。また、猶予期間については、環境部と労働部と調整することとしました。

(PPT スライド No. 8) このスライドにあります規制環境の一覧表にあるとおり、有害化学物質 (TCCA) の所管は環境部で、27 の危険有害性に関する分類表示を設けています。この「YudokMool (ユードングル)」とは、ハングル語で「有害化学物質」を意味しており、NIER が規定している有害化学物質を指します。また、労働部は、産業安全衛生法 (ISHA) を所管し、27 の有害性について分類し、安全性データシート MSDS 作成を規定しています。NEMA では、16 の物理化学物質をハザード性・物性のみから分類しています。

本日は、この 3 つの省庁に的を絞って話を進めますが、このうち特にリーダーシップをとっている環境部と労働部を中心に話したいと思います。その他の GHS に関連する規制については、スライド No. 9 のリストに示すとおり他の省庁が所管していることが分かるかと思います。

また、一度規制を導入すると選択の余地がなくなり、義務化されます。TCCA、ISHA、有害物質法 (HMA) 等の猶予期間については、規制官庁によって異なり、また化学物質によっても変わります。

(PPT スライド No.12) TCCA については、化学物質は 2011 年、混合物は 2013 年であり、MSDS は除外されます。NIER のウェブサイトユードングルの詳細が書いてあるので、御参照いただければと思います。国連と同じ分類基準で、586 種類の化学物質を検証しています。また、1,500 以上のユードングル有害化学物質に匹敵します。

次の ISHA は、物質及び混合物の分類、ラベル、MSDS に関連する規制です。労働部、NIER が ISHA を規定しており、MSDS は、労働部の 100%管理の下にあります。また、TCCA と同様に 27 の GHS ハザード分類を設けています。

(PPT スライド No.14) 3 つ目の HMA は、物質と混合化学物の分類とラベリングに関する規制です。16 の物理化学有害性を対象とします。資料のスライド No. 14 にある数値が間違っているので注意していただきたいのですが、これは「10」ではなく、正確には「16」の物理化学ハザードの誤りです。

(PPT スライド No. 15~16) 次の二つのスライドは配布された資料には無い内容ですが、物理ハザードの表と健康と環境ハザードの表です。多くの省庁によって様々な作業が行われており、関連の規制、方策の改正が行われていることが分かります。

また、スライド No. 15~20 における分類基準は、国連と韓国の基準を比較してみたものです。黄色と緑とオレンジに色分けしていますが、黄色は双方同じ、オレンジは韓国では導入されていないもの、深緑は韓国では導入していないサブカテゴリーを表しています。可燃性液体 (Flammable Liquids) のオレンジ色のカテゴリー4については、TCCA には入っていません。緑は、サブカテゴリーとして入っていません。A、B、C のサブ分類はなく、1 しかありません。2、3、4 は P と同じです。

(PPT スライド No. 18~20) ISHA でも色分けの方法は一緒です。カテゴリ-2 と 4 は、ISHA を改正した時には含まれませんでした。カテゴリ-5 については、ISHA に入っていない(オレンジ) のものです。一部ハザードクラスに応じていくつかのブロックを一緒にして、サブカテゴリに全てまとめて適用しています。

消防部の色分けも、TCCA と同じです。環境部と密接な関係をもち、協調を図っています。

分類とラベル表示の対象となるユードングルは、MOE と NIER で規定されたものです。ラベル表示を実施することは必須条件ですが、中小企業は色々な制約によって必ずしも遵守できない状況にあり、業界向けに NIER が有害物質分類を行いました。ただ、逆に、この分類に従うことが求められます。データベースを 2008 年の春に公開し、業界からの意見を求めました。現在はこのデータベースは閉じていますが、今後再度公開し、産業界からの意見を求め、慎重に、段階的に当局と業界の調和を図ろうとしています。

ISHA の場合、ラベリングと分類は、ウェブサイト公開されていますが、公式なものではありません。産業界は、あくまでも参考として扱うことができます。ISHA と違った場合、企業側が、十分なデータを用いて説明することができれば、独自のデータを用いて分類することができます。

規制だけではなく、分類は常に変更、変更が求められます。このスライドで今示している内容も、明日には変わっているかも知れません。したがって、常に変更に目を光らせていなければなりません。公式な情報は疑われませんが、逆に変更は容易ではなくなります。非公式のものであれば参照し、自己責任のもとで分類しなければなりません。

(PPT スライド No. 21) 次に、韓国の「MSDS」の歴史について説明します。元となっている ISHA の公示の中では準備の仕方等が詳細に示されています。労働部 ISHA41 条の 26 と 28 では、MSDS が詳細に規定されています。翻訳された ISHA2008-29 を、今回は 20 部しか持参しませんでしたので、入手を希望される方は事務局へ問い合わせ下さい。なお、電子版も入手可能です。

(PPT スライド No. 26~27) GHS、MSDS に対応するまでの猶予期間は、化学物質は 2010 年、混合物は 2013 年に延長されましたが、時間的に余裕はありません。MSDS のフォーマットは、国連と同様の 16 の項目があり、製品と会社名等、その多くにおいては技術的なデータの添付が義務付けられています。また、韓国国内の規制だけではなく他国の規制情報も求められます。

(PPT スライド No. 28) ハザード分類については、韓国版 GHS の導入前と後のものを比較すると分かる通り、区分が 27 に増えました。詳細な内容についても、GHS 導入以前は単純でしたが、サブカテゴリが増え、国連の勧告と同じものになっています。また、毒性ハザードについても単回ばく露や反復ばく露に分かれています。これは日本でも同じかと思われます。

また、MSDS は、化学物質と混合物の両方に適用され、使用言語は、ハングル語でなければなりません。これは、労働者を防護するため、また、トレーニングを実施するためです。

(PPT スライド No. 29~30) 次に、どのように確保するかが問題の「機密性 (Confidentiality)」についてです。ISHA のもとで規定されていますが、機密性データは開示しなくてもよいことになっています。機密データであれば、化学物質名、CAS ナンバーやその他の識別番号、成分について MSDS で開示しなくても良く、これは公示の中にも詳細に示されています。また、成分の含有量については、上下プラスマイナス 5% の範囲で表示することになっています。

ただ、常に例外はあります。それは、例えば次の様な事項です。「TCCA に基づいて NIER の有害化学物質の適用を受けているもの」、「ISHA にも適応されているもの」、「労働部の所管」につい

ては、必要であれば除外します。

MSDS については GHS の導入後は導入前に比べてだいぶ簡素化されています。成分については、危険有害性の表示について規制が示されていません。もし機密性があれば、前のスライド No. 32-33 で示した企業秘密のように申請が必要となります。

MSDS の項目 4 (First aid measures) と 5 (Fire fighting measures)、6 (Accidental release measures)、7 (Handling and storage) についてここでは詳しくは説明しません。

8 (Exposure control & personal protection) では、ばく露管理と人体の保護と影響、ばく露限度についてです。ここでは、ローカルな規制が必要になるかと思われます。

項目 10 は、安定性、反応性についてです。項目 12 の Ecological Information は生態系への影響、13 の Disposal considerations は廃棄処理についてです。14 の Transport information は輸送管理の情報であります。15 の Regulatory information には韓国の規制要件を含めなければならず、16 の Other information では海外情報（改訂版の日付と番号を）も含めなくてははいけません。これが MSDS に基づく情報のフォーマットです。

また、ラベル表示では言語が重要です。ラベル表示は、その物質を扱う人を対象とするものであり、ハングルでなければなりません。ラベルには、その物質の輸送方法、取扱い方法、保存情報が含まれる必要があります。ラベルの中の製品 ID は、MSDS と同じです。また、有害性のステートメントは、韓国では、国連の有害性・ハザードに関するもの（ハザードステートメント（Hコード））になると思われます。

ただ、例外は常にあります。例えば、ラボラトリーでの試薬等少量であれば、英語で記載されていてもよいことになっています。また、製品 IMDG コード、あるいは有害物に関する規制については、TCCA ではなく、ISHA の要件でもありますが、保管、転送だけであればラベル表示が義務づけられません。製品の輸出が、一時的な保存、保管、輸送だけである場合にはラベル表示は義務づけられません。つまり、最初の輸出先の言語に合わせる必要があります。

TCCA は、ISHA の上位に位置付けられていますが、TCCA は、NIER で指定されているユードングルのみを対象とします。

(PPT スライド No.49) TCCA では、製品の識別は、有毒化学物質名やその他 CAS 番号等によって、混合物については製品名等によって行います。ピクトグラムや規制の書き振りは省庁間で異なります。

(PPT スライド No. 52~56) H ステートメントとは、セーフティステートメントと同義です。また、P ステートメントは、6 つまでしか記載しないことに注目していただきたいと思います。

ISHA では、ピクトグラムの数は、作業員や化学物質を取り扱う人が、一目で見て分かるようにするため最大 4 つに限定しています。MSDS は、ISHA で規定されており、全ての P ステートメントを記載しなければなりません。また、16 個までラベルを入れることができます。

今は 2 つのラベルが、法的に有効であり、猶予期間が満了するまでは使えます。新しいものは、とてもシンプルで、何の情報も入っていません。ISHA の規制に基づき作成されなければならないラベルは、かなり詳細な情報が求められます。

非常に複雑な内容なので、理解が困難ですが、チームワークに優れていることが、アジア人としての美德でもあり、それによってこれまで大きな生産力を上げてきました。専門家、省庁、産業とあらゆるステークホルダーによる協力が重要であり、今後もチームワークに励むことが必要

です。

(PPT スライド No.58) 残り 3 枚のスライドで関連ウェブサイトを紹介したいと思います。スライド No.58 は、分類やラベルの例も含まれるものです。これまで NIER と MOE では意思の疎通を図ってきました。このサイトは現在再度公開される予定で、最終的には、2011 年に正式に公開されるものです。もしこの分類結果を希望されるのでしたら、今年中がよい機会と思われます。有害化学物質情報を提出のうえ、分類を実施し、調和を図っていただきたいと思います。一度規制が発表されると改正が難しいため、当局と話し合う機会、ルートを活用していただきたいと思います。

(PPT スライド No.59) TCCA のデータベース構築プロジェクトは、2005 年に開設が始まったものです。現在、586 種類あり、1,500 以上を含む予定です。NIER としては、2,500 の物質の分類を検討しています。

ISHA 規制に関するサイトを紹介します。これは公式なものではなく参考資料程度としての情報であるため、この情報を活用する際の責任は利用者が負うこととなります。現在は、6,000 もの物質が掲載されており、今後 5,000 ほどの化学物質が加わる予定で、2009 年末までに合計 11,000 の情報がデータベースに含まれる予定です。内容は、その都度変わるので注意が必要です。

(PPT スライド No.60) 最後に、消防部 (NEMA) の Hazardous Material Act の GHS 関連ウェブサイトを紹介いたします。分類とラベルについては、2,200 の物理化学性に関連したもので、既に申し上げましたが、この分類は TCCA と同じものです。有害性、化学、TCCA と ISHA の英語版がアクセス可能です。

御清聴ありがとうございました。

【瀬川課長補佐 (司会)】

Young-shin Lee 様、有難うございました。それでは、御講演に関する御質問等ございましたら、挙手をお願い致します。

質疑応答

【質問者 1】

御紹介いただいたウェブサイト (スライド No. 58、59) は、外国人には情報が開示されない仕組みになっているのは何故でしょうか。どのように各物質が分類されているのかを参考にしたいのですが、非常に限定的な情報開示の方法が理解し難いのですが如何でしょうか。

【Young-shin Lee 氏】

スライド No.58 は、まだ公式のものではなく試行的な段階ですので、情報開示は限られています。2011 年には公式になり、誰でもアクセス可能となります、それまでは、このウェブサイトの公開はいつになるかは分かり難い状況です。スライド No. 59 は、一般に公開されていますが参考程度としての位置付けです。このサイトへのパスワードを取得するためには、韓国の住民番号が必要となります。従って、韓国在住の代表者、代理事務所を通して情報を取得されることをお勧めします。労働部には、御照会いただいた点について伝えておきます。

【瀬川課長補佐（司会）】

他にございますでしょうか。なければ、次のセッション2「日本における GHS 導入状況」に移ります。宮川先生、どうぞ宜しくお願い致します。

セッション2—日本における GHS 導入状況

【宮川氏（JNIOOSH）】

宮川でございます。本日の講演では、主に3つのトピックについて話します。まずは、日本における GHS の現状について、2つ目に日本政府による法令対象の1,500 あまりの化学物質の分類プロジェクトの紹介、そして3つ目は GHS の実施状況、ラベル表示と MSDS についてです。

（PPT スライド No.3~5）はじめに、GHS 導入に向けた主な動きをまとめました。2001 年は、国連で初めて GHS サブコミッティの会合が開催され、記念すべき年でした。これに基づき、後に GHS 承認委員会、2003 年には GHS ドキュメントのパープルブックが発行されました。この以前にも OECD、ILO 等では GHS の原案となるものの審議が行われていました。また、更に10年以上前にも、労働衛生関係のもので職場の化学物質有害性について、情報ツール等が ILO から各国に広まって行きました。GHS は、基本的に自主的に化学物質を管理するためのツールで、これにより、適切な情報伝達が行われることが理想としてあります。化学物質を提供する側が、GHS 文書を参考にして分類することが理想的です。authority が規制に絡めて物質を特定して分類することは難しく、また相当数の物質を分類しなければならない作業です。

日本でも関連省庁連絡会議が設置され、化学物質管理の中心となる環境省、経済産業省、厚生労働省の他、総務省、農林水産省、国交省、外務省等関係者が集まり GHS 対応について協議しました。2004 年には、パープルブックの日本語版を出版し、それに基づき日本に GHS を導入することとなりました。

また、ピクトグラム、MSDS の導入に向けて労働安全衛生法（ISHL）、毒物及び劇物取締法（毒劇法）、化管法の改正が始まりました。所管官庁が実際の事業を実施しましたが、共同で約1,500 物質を分類するという作業を行うための分類マニュアルと技術ガイダンス（技術指針）を作りました。マニュアルには分類の際に毒性情報を集めるための情報源が列挙されています。技術指針は、国連の文書をより詳細に書いたローカルルール集で、国連文書を補完する内容が含まれています。例えば、ローカルルールの捉え方についても書かれています。この二つの文書をもとに政府が分類作業を行いました。

JIS については、2005 年、MSDS 作成のための「Z7250」を GHS に合わせて改正され、その翌年 2006 年には、表示の絵表示、文言等を規定した表示に関する JIS に基づく JIS「Z7521」ができました。GHS が事実上法令で求められるもので、GHS が使われることになりました。少なくとも安衛法に関しては、ラベル表示が義務づけられるので、GHS ラベルフォーマットに合わせています。そういう意味で、日本政府は、この時点でオフィシャルに GHS を導入した、国連の決議で決められた GHS 導入目標をぎりぎりクリアした数少ない国ではないかと思われれます。

また、2007 年から GHS に沿った新たな JIS 分類を作る作業を経済産業省で始めており、JIS の審議は、2009 年の夏頃には最終的に決まる予定です。JIS の中身は、実際には、GHS と同様の分類が記載されると思われれます。さらに、明確には言えませんが、今の GHS に準拠した分類の中

には、沢山のオプションがあります。先ほどの韓国の話にもありましたとおり、ビルディングブロックでどのブロックを使うかという判断は、各所管官庁が決めることとなっています。混合物の分類では、一定濃度以上入っていた時には、物質全体を当該物質に分類するスキームになっていますが、そこにもオプションが入っています。MSDS 表示では、別の基準が書いてある場合もあります。JIS 分類では、このようなオプション選択の方向性を示すマニュアルと技術指針の改訂作業を行っています。

MSDS ラベル表示のための分類、法令を個別に決めている基準と、この JIS で決まる基準には細かい違いがあり、いくら GHS と一緒にしても多少はずれる可能性もあります。

分類の JIS の完成に合わせて、分類マニュアルと指針という 2 つの文書の改定作業が今年度中に終わる予定で、今年の夏には英語版も出されることを期待しています。これらを統一したかたちのガイダンス文書は 2 部構成になっており、一部は、政府が単品について分類する場合の基準を整理したもの、もう一部は、産業界の混合物・製品を分類する場合の解説をしたものになる予定です。

関係省庁連絡会議では、消費者製品のためのリスクに基づいた表示を可能にするための考え方に関する文書が発表されました。実際にそれを実施する際の解説書も（独）製品評価技術基盤機構（NITE）から一年ほど前から公表されています。

（PPT スライド No.5）2008 年から GHS に即した新たな JIS の作成が進んでいます。

（PPT スライド No.6~8）次に政府による分類作業についてですが、このプロジェクトの対象となる物質数は 1,400 余りあります。これらの物質と混合物は、安衛法、毒劇法、化管法の 3 つの法の対象物質で、MSDS とラベルのうち的一方が要求される場合と両方が要求される場合があります。3 つの法の他に、ロッテルダム条約及び化審法の対象となる化学物質や残留性のある有害性化学物質も分類の対象となっています。

（PPT スライド No.9）分類マニュアルについては、関係省庁連絡会議が作成したもので、分類をする時に毒性情報が必要となりますが、その際の情報源を規定する文書として使われました。また、分類する際に誰でもアクセスできる情報源に 3 つの優先順位をつけました（プライオリティ 1、2、3）。基本的に分類実施者向けのマニュアルでは、優先順位 1 にある情報源を全て見て、情報源にあるものから抜き出してもらうようお願いしています。プライオリティ 1 の情報源の例としては国際機関が作ったもので、一定のレビューを受けており、元情報が辿れるものです。また、国際機関が作ったもので、元の情報に辿れないものはプライオリティ 2 に、そしてプライオリティ 3 は必要に応じて探してもらうという分け方があります。

（PPT スライド No. 10~12）プライオリティ 1 の例として、SIDS、OECD、IARC、ACGIH を挙げました。また、同様にドイツの「MAK バリュー」も比較的歴史があり、プライオリティ 1 に含まれます。同じリスト中にある EU のリスクアセスメントレポートは、欧州によるレポートです。また、次の「Patty の Toxicology」という書籍は、現在 CD 版もあり広く使われています。米国の「National Toxicology Program（NTP）レポート」、米国環境保護庁の「Integrated Risk Information System（IRIS）」や「Agency for Toxic Substances and Diseases Registry（ATSDR）」もきちんとレビューされている情報で、プライオリティ 1 に該当します。

（PPT スライド No.13）技術指針についてですが、これは、前回の 3 省（環境省、経済産業省、厚生労働省）の共同作業で実施した 1,400 の対象物質を分類するために作られたものです。沢山

のデータがある中で、どれを使うか等パープルブックには書いていないローカルルールが書かれています。

実際に分類する際には、専門家のチェックが入り、一次情報まであたる場合もあります。一次情報に豊富な情報が含まれていれば、それも使うよう技術指針で示されています。また、技術指針は、政府が実施する分類のためのものでありますが、政府外の一般の方が自己の製品を分類する上でも参考にすることができます。個別の信頼できるデータがある場合、異なる分類結果が出ることもあり得ます。

(PPT スライド No.14) ローカルルールの例として、発がん性の分類表を示しています。日本の覧を見ると 1A、1B、2 に分類されていますが、他の機関で既に評価済みであれば、それを使ってくださいという位置付けです。複数あれば、最新の情報を使うよう指針にあり、基本的にこのように分類されてきました。

政府による分類作業の特徴として、「Not authorized」、「Not compulsive」と位置付けられている点が挙げられます。NITE のウェブサイトに乗っているまえがきの英訳にあるとおり、自由に引用、コピーし、MSDS、ラベル表示に使ってください、ただし、作ったことに関する責任は負えませんと、つまり、「この分類表示は自由にお使いいただくように準備しましたが、責任は負えません」ということです。

国際的な機関によって示された情報源のみを精査した結果であることまでも丁寧に示されており、強制力はなく、参考程度です。化学物質を含む製品を作った製造者が MSDS、ラベル表示をつくる際に困らないために作られたものです。この分類結果は、NITE のウェブサイトで公開されています。

各法律を所管する官庁でそれぞれ作業を継続中であり、厚生労働省では、今年度新たに 200 の物質の分類を公表する予定とのことです。また、経済産業省では、パブリックコメントを参照しながら、既存の分類を見直し、逐次修正を行っています。

その他の政府による取組としては、2009 年に技術指針とマニュアルの作業は終わり、夏には 2 部構成（単品は政府向け、混合物は事業者向けのもの）の新たなマニュアルが発表されます。新しい JIS も夏にはできる予定です。

分類結果の見直しは継続的に行われており、技術指針の改定作業について見直している経済産業省の事業では、混合物のための分類ツール（コンピュータープログラム）を開発し、物質の分類を機械的に実現し、その情報をコンピュータープログラムウェブサイトで配信しています。今年の夏に、GHS 改訂第 3 版が出されるタイミングに合わせてツールも改定される予定です。

(PPT スライド No.20) 厚生労働省では、GHS 対応のモデル MSDS が作成されました。中央労働災害防止協会（JISHA）で個別の物質（安衛法対象物質）ごとに MSDS を作り、ウェブサイトで公開中です。2008 年 7 月 25 日時点では、658 物質ですが、今年中にさらに増加する予定です。

(PPT スライド No.21) さらに、厚生労働省では、GHS に沿ったモデルラベルも開発し、適宜見直しを行っています。「JISHA のウェブサイトでは 101 の物質が公開されている」とありますが、「101」は「100」の間違いの可能性もあります。

(PPT スライド No.22) また、消費者製品については、リスクベースで表示されています。GHS はもともとハザードベースの表示ですが、GHS では、一般消費者製品の慢性毒性、生殖毒性につ

いては、実際の使用者に危害が及ばないと判断される際には、表示しなくてもよいこととなっています。つまり、消費者製品については、リスクベースで表示してもよいということで、関係省庁連絡会議からの文書が出されました。

(PPT スライド No. 24) 消費者製品で体内に取り込まれる物質に関するリスク評価の手続きを定めた文書があり、これは NITE のホームページにおいて、日本語でも英語でも入手可能です。

最近では、GHS に関する情報を交換する場も出ています。その中で、ハザードベースでコミュニケーションを行うことがあまり浸透していないのではないかと感じます。例えば、エタノールです。お酒類に含まれるエタノールは発がん性があり (IARC の判定)、お酒として大量に飲むと有害ですが、その程度のばく露であれば実際はほとんど害がありません。労働現場で使われることはないことという前提の下、MSDS 等を書かなくてもよいのではという議論もありますが、労働現場ではきちんと化学物質管理者がいて、ばく露評価も含めて総合的なリスク評価をその場で行うべきで、そのために MSDS やラベル表示でハザード情報を提供すべきです。ばく露の程度よりも、まずは、どのような毒性があるかという情報を提供することが、本来の GHS のルールであると思われます。

(PPT スライド No. 25~26) 次に、GHS 導入に伴う法令への対応についてですが、安衛法では、MSDS とラベルの両方、化管法では MSDS、毒劇法では両方、化審法はラベル表示という対応が必要です。法律の方では、JIS に添って作れば準拠することになり、ラベル表示については、JIS の絵表示を使うようにとはっきりと書かれています。

安衛法では、法令の中では GHS を使うべきであると明記されてはいませんが、事実上 GHS の内容を要求しています。法律では、JIS に準拠して作った場合は法令準拠していることになり、表示及びラベルの JIS は既にあり、今は分類の JIS を作っているという段階です。

MSDS の項目を並べていくと、全て GHS・JIS に一対一で対応する形になっています。毒劇法では、一部 GHS・JIS にはない表示が要求されていますが、一般的には、GHS に準拠して作ったラベルや MSDS が望ましいものとして位置付けられています。

(PPT スライド No.30) 安衛法の表示対象物質については、過去に労働災害を起こした 99 の物質にラベルを表示しなければなりません。2008 年に改正され、ニッケル化合物 (パウダー状のもの) とヒ素及びその化合物の 2 物質が 2009 年 4 月に追加されますが、もともと 99 物質に三酸化ヒ素が既に入っていたため、合計 101 ではなく 100 になります。2009 年 4 月 1 日が施行期日です。いずれにせよ、この 100 種類の物質については、事実上 GHS のラベル表示が義務化されることになります。

(PPT スライド No.31) 安衛法における MSDS が求められる「通知対象物質」は、一定の有害性が疑われる 640 物質です。譲渡者は MSDS を添付しなければなりません。以前から MSDS は義務付けられていましたが、平成 18 年に安衛法が改正された時に、GHS に即した JIS フォーマットに変わりました。

(PPT スライド No.33) 毒劇法については、有害性のある物質について GHS 準拠、MSDS の使用を推奨しているという状況です。

(PPT スライド No.34) また、化管法については、第一種指定化学物質と第二種指定化学物質を対象に MSDS を要求しています。第一種と第二種の数、それぞれ 462 物質 (第一種) 及び 100 物質 (第二種) に 2009 年に改定されると思われます。2008 年 7 月の中央環境審議会の答申

に基づき、GHS に準拠した MSDS が盛り込まれるということです。

(PPT スライド No.35~36) 化審法については、2009 年 2 月に改正法案が国会に提出され、現在審議されていますが、この法では、全ての工業化学物質を対象としておりまして、一定以上の製造・輸入の物質については届出を求め、事業者からの有害性・ばく露情報をもとに国が段階的なリスク評価を行って、第二種特定化学物質を特定するものです。第一種特定化学物質の必須用途を認め、その容器、包装、送り状への環境汚染を防止するための措置等の表示を義務化します。また、改正後の表示事項や事業者から提出を求める有害性情報と GHS との関連については、政令・規則等における検討事項であり、まだ決まっていません。

(PPT スライド No.37) まとめとして、日本政府は、これまで 1,500 を超える化学物質の分類を行ってきましたが、その分類結果は強制されるものではなく、事業者は自己の責任のもとで自由に分類し、それに基づく表示を行うことができるようになっていきます。

政府や産業界の分類を支援するためのガイダンス文書やコンピュータープログラム等のツールが開発され、新たに開発されているものもあります。実際の混合物の分類は難しく、更なる取組が必要です。

MSDS ラベル表示は安衛法で求められていますが、2 年前に実施されていながら、GHS におけるオプションについて何も明確なことが決まっておらず、それが今度の JIS で明らかになれば、混合物等については見直し等の新たな作業が必要となり、政府や業界でも、作業しなければならないことが出てくる可能性もあるかと思われます。

以上が日本における GHS 導入状況についてです。御清聴有難うございました。

【瀬川課長補佐（司会）】

宮川先生、有難うございました。それでは、御質問等ございましたら挙手をお願い致します。

質疑応答

【質問者 2】

スライド No.14 発がん性の分類についてですが、日本の GHS で「No category」欄に、恐らくこれは「区分外」に該当すると思われる IARC の 3 が含まれていますが、この 3 は基本的には分類できないと思われます。どのようにして日本の GHS では区分されるのでしょうか。

【宮川氏】

少なくとも GHS 本体には、区分外 (No category) というカテゴリーは無く、この「区分外」は、我々が政府分類作業を行う過程で作った単語です。GHS が規定したいずれの分類にも該当しないものを「Not classified」として英語で表記されているものを「区分外」としていましたが、紛らわしいので、現在は「区分外」を積極的に表示すべきカテゴリーではないという考え方で作業をしています。また、スライド No.14 についてですが、GHS の IA、IB の 2 区分に対応するこの行だけを見ていただければと思います。それ以外のところは、分類していないだけで「no category」で、安全だと分類したわけではありません。基本的には、現在は、「区分外」という表現をあまり表に出さない方向で作業しています。発がん性や生殖毒性等量的に表せないものについては、「区分外」と言い切ることは難しいので、個人的にはこのような言葉が流通してしまった点

はよくなかったと思っています。

【質問者 2】

IARC3 は、分類マニュアルによりますと、データが不十分なので分類できないという表示になっています。今までの分類マニュアルでは「区分外」でしたが、今後事業者が行う場合「データが不十分なので分類できない」という表現にすべきなのでしょうか。

【宮川氏】

個人的にはそうと思いますが、現在改定中の政府向けマニュアルが公表され次第、御確認いただければと思います。

【質問者 3】

GHS 本体の改定版が、今年公表されると聞きましたがこれは3版になるのでしょうか。改定の概略について御説明いただければと思います。

【宮川氏】

第3版が今年の夏に出る予定です。その一番大きな改定箇所は、感作性の分類です。今は、呼吸器感作性と皮膚感作性の区分1だけが決まっていますが、その中に、サブカテゴリー1Aと1Bが新たに導入される予定です。これは、Potency（作用の強さ）を考慮した分類であり、OECDガイドラインにある試験を行い、動物実験で一定の反応を出すために必要な濃度をばく露させ、感作性の強弱を判断します。混合物分類の際は、異なったカットオフバリューを作った分類基準の表ができています。しかし、混合物全体については、1になるかどうかで見ます。その他の環境関係では、オゾン層破壊物質について新しいクラスができます。これはモントリオール議定書の附属書に載っている物質が該当します。また、水生生物環境で慢性毒性試験結果がある場合は、それを使って分類することになります。

【質問者 3】

その場合は、JISも改定されるのでしょうか。

【宮川氏】

JISの作業は、まだ決まっていないものは前提とせずに進めています。ただ、感作性については、全てはオプションなので、今までのものが適合できるように作られていると記憶しています。

【瀬川課長補佐】

有難うございました。それでは、次のセッションに移る前に10分ほど休憩に入ります。

（休憩後）

【瀬川課長補佐】

それでは、セッション3に移ります。中国環境保護部の Gao Yingxin 氏に「中国における GHS 導入状況」について御講演いただきます。どうぞよろしくお願い致します。

セッション3－中国における GHS の状況

【Gao Yingxin 氏】

今日は中国の GHS 状況、中でも関連する法や対策、GHS 導入に関わる組織及び制度、輸出入における化学物質の管理、その他様々な課題、そして提言について紹介します。

(PPT スライド No.3) 先ず法制度についてですが、中国の法律は4つの段階に分かれています。最も高い段階としては、全人代 (People's Congress) で承認され、公布される「法律」です。第2段階は、行政レベルの「行政法」で国務院にて公布されたもの、そして第3段階としては各省庁レベルのもの、そして第4段階として国家基準 (national standard) があります。これら4つの段階では、何処の組織が何をすべきか等が規定されています。

中国のこのような法体系のもと、GHS を実施するためには、国家基準を改正するだけで対応できません。(PPT スライド No.4) 中国では、日本の化審法や韓国の TCCA のように化学物質に関する法はありません。労働安全衛生管理法 (Law of the People's Republic of China on Work Safety)、労働疾病管理法 (Law of the People's Republic of China on Prevention and Control of Occupational Diseases) の2つの法はありますが、他国における化学物質管理法とは異なるものです。

(PPT スライド No.5) 行政法規則 (Administrative Regulations) についてですが、1つ目は化学物質のモニタリングと管理に関するものです。これは、国務院が公布したもので、化学物質兵器が対象となります。2つ目は農薬関連の化学物質が対象です。3つの目の危険化学物質の管理と安全に関する規則は、中国で最も厳しいものです。この規則の下で、製造者は、MSDS やラベルを作る必要があります。その他は、労働安全、労働者保護及び前駆体としての化学物質に関連するものであり国務院により公布されたものです。

(PPT スライド No.6) 次は、化学物質に関する省庁レベルの省規則 (Ministerial Regulations) を紹介します。危険物質の運用ライセンス、登録、梱包に関する最初の3つは、前国家経済貿易委員会 (SETC) が公布したものです。4番目の化学物質の輸入と有害物質の輸出入の環境マネジメントについては、前環境保護総局 (SEPA) と SETC 及び国家税関総署・海関総署 (GAC) が共同で公布した規則です。4番目については、新規化学物質に関する規則であり、最後の規則は農薬のラベル表示に関するもので、農業部 (MOA) が発行しています。中国では、MOA が農薬や殺虫剤を管轄していますが、その一方で MEP は、産業関連の化学物質を管轄しています。

(PPT スライド No.7) 国内基準 (National Standards) についてですが、これは中国語のピンインを略して「GB」と呼ばれています。中国においては、規制についての告知の必要はありませんが、省令が出されます。化学物質の分類に関するものは、2005年に危険物品の分類とコードに関する「GB6944」が発表されました。スライド中6番目の国内標準では、全部で26もの項目 (items) がありますが、GHS からそのまま取り入れたものです。

(PPT スライド No.8) ラベルと MSDS については、昨年一連のものが GHS の実施のために導入されました。スライド No.8 では、GHS と GB の違いを示していますが、急性毒性 (Acute Toxicity)

については、GB に関しては 5mL/L のところ、GHS（2007 年の第 2 版）では、20mL/L となっており、双方で値が違っています。また、生殖毒性については、カテゴリーは 1 と 2 のみで、赤字で示した「追加的なもの」は中国版には設けられていません。

次の段の特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）については、GHS では 3 つのところ、中国 GB は 2 つとなっています。また、吸引性呼吸器有害性（Aspiration hazard）については、中国 GB には入っていません。

（PPT スライド No.9）ラベル、MSDS について、2008 年に 2 つの国家基準が発行されました。上段の GB/T16483-2008 については、MSDS が GHS 要件に応じた内容に改正され、2000 年に発行された GB に置き換わりました。付属資料の MSDS 準備ガイドラインについては、GHS に記載されている 16 項目の内容が含まれます。

また、下段のラベリングの GB/T 22234-2008 については、日本の JISZ7251：2006 を採用したものであるため、（セミナー参加者）皆さんに馴染み深いものであると思われます。

（PPT スライド No.10）その他、ラベル、SDS に関連する GB については、化学物質安全性表示一般原則の GB/T15258-1999 で化学物質安全性のラベルの定義、内容、利用等に関する規定を含むもので、改定が終わり WTO に提出されたばかりですが、まだ発表されていません。

また、危険物質の梱包に関するラベルについても WTO に提出されたばかりで、今年あたり発表されると思われます。

（PPT スライド No.11~13）もう一つ、化学試験については、一連の国家基準が設けられています。化学有害成分試験法は、国連危険物品輸送勧告に関する内容と全く同じものです。その下に 16 の安全コード（Safety code）があります。

その他に、物理化学、健康毒性、環境毒性に関する 123 の試験法の基準が誕生しました。これらは、REACH に対応したものです。また、当時の SEPA が発行したテストガイドラインもあり、OECD の試験法から取り入れたもので、内容もほぼ同一ですが、健康有害性のみが違っています。

（PPT スライド No.14）その他の国家基準について、スライドに赤で表示している部分ですが、MSDS パート 1 に関する記述は、新しい基準（GB/T16483-2008）に取って代ったという意味です。また、分類とハザードコミュニケーションに関する一般ルールは、TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）に基づき、WTO に提出されたもので、年内にはこの基準が発行される予定です。中国では、GHS 導入に向けて、法制度の変更や改正は行わず、GB のみ更新しています。

なお、追加情報ですが、国务院の一番厳しい重要な規則について、2~3 年前から改正作業を開始していますが、多くの省庁が関与しているため、非常に複雑なプロセスとなり、意見の取りまとめが難しい状況となっています。

（PPT スライド No.15）次に、GHS の導入機関及び制度に関する状況について紹介します。各省庁や委員会から構成される共同推進グループが立ち上げられ、国家発展改革委員会（NDRC）が主導をとっており、MEP、衛生部（MoH）、商務部（MoC）、安全保障部（MPS）、運輸部（MoT）、国家質量監督検査検疫総局（AQSIQ）、国家労働安全局（SAWS）等多くの省庁が参加しています。

しかし、この 2 年間では内容のある作業が行われておらず、進展がない状況です。一方で、各省庁は個別に GHS 導入に向けた様々な取組を行っています。

NDRC では、化学品の目録調査研究を発行し、化学物質の生産プロセス、製品や支援、制限に関する政策を策定している他、関連省庁によるプロジェクトの認証を行っています。ただ、現在

支援しているプロジェクトの有無については、不明です。

また、MEP は、関連の法制度の整備、標準の策定を担っています。2008 年に比べて、2009 年についてはまだ目立った動きはありません。生態毒性試験方法が、GHS の方針や OECD の関連するガイドラインに添って開発されました。また、GHS に関しては、環境保護の観点から化学品登記中心（CRC）で新規の通知化学物質の分類作業を行っています。さらに、MEP では、生態毒性試験、新規の化学物質に関する試験方法の確立、GLP ラボラトリーの建設を予定しており、試験場の調査を実施しました。

（PPT スライド No.18）MoC では、化学物質の貿易の現状について調査及び分析を行い、輸出を円滑に行うための政策の研究及び策定をしています。また、国際協力、国際交渉にも従事しています。MoH は化学物質に関連する政策検討に参加しています。

（PPT スライド No.19）外国企業にとって重要な機関の AQSIQ では、製品や物品の輸出入の検査、確認業務に関わっています。GHS 導入に向けて各所（天津、上海、広東）で試験施設を建設し、REACH 対応に関連するデータベースを構築していますが、あまりデータは入っていません。更に、情報プラットフォームも構築しようとしています。

また、国家標準化管理委員会（SAC）では、責任は国内標準を発行する役割の他、中国における化学物質の試験方法の評価、国内基準の見直しも担っています。その他の公安部、MoT 等も積極的に GHS 関連の活動を実施しています。

（PPT スライド No.20）また、化学物質の輸出入については、輸出入製品の検査法の下、AQSIQ が危険物質の検査の責任を担って製品のチェックを行い、GHS に準拠しているかを確認します。中国へ輸入されるものであれば、国内標準に準拠しなければなりません、内容は GHS とほとんど同じです。

（PPT スライド No.21）次に、現在直面している問題と今後の課題について話します。GHS 導入に向けて多くの省庁が関わっていますが、政府として統一的な計画が無く調整メカニズムが確立されておらず、具体的な活動が行われていない点が問題として挙げられます。中国では、国家基準の発行及び更新までを政府が行い、実際の分類や表示は企業側の責任として位置付けられています。日本の化審法や韓国の TCCA のような法律が設けられていないため、混乱が生じていることを認識しています。頻りに更新される GHS にタイムリーに対処することが技術的に難しく、また、専門能力、専門的知識が十分ではない状況です。

さらに、化学物質に関する信頼できるデータや情報が不足しています。GHS との比較は、無料で入手できる情報を使っていますが、限界があります。有料情報が十分活用されておらず、啓発活動も少なく、セミナーは開催されても、ビジネスコマースシャルのワークショップにとどまり、高額な参加費のため参加者が少ない状況です。政府当局でも、本日のような無料で参加し易いセミナーを開催していない状況です。

（PPT スライド No.22）政府に対する勧告・提言は行っていますが、現在反応待ちの状態です。GHS 導入に向けた課題は山積しています。以上が、中国における GHS 導入状況です。御清聴有難うございました。

【瀬川課長補佐】

Gao 様、御講演有難うございました。それでは、御質問等ございましたら、挙手をお願い致します。

質疑応答

【質問者 4】

GHS に相応して 2008 年に発行された一連の GB と GB/T についてですが、「/T」が付いているものは何を意味しているのでしょうか。

【Gao 氏】

GB のみのものは強制的規格で、「/T」が付いているものは、自主規制・任意という意味です。GB は、国家標準化管理委員会が発行しているもので規則ではなく、技術的要件である。法や規制は、全人代や政府が策定するものである。

【質問者 4】

GLP のスライド (No.17) にもあったが、OECD 加盟国以外にも認証していると聞いているが、中国と OECD との関係についてももう少し詳しく知りたい。

【Gao 氏】

今年の 5 月に開催される OECD GLP 関連会議にも中国代表団が参加する予定である。国務院としては、省庁に対して代表団に参加することを認めており、GLP の概念を導入することから始める。また、農薬関係では、MOA は米国政府と協力して GLP ラボラトリーの査察を行う予定である。また、2009 年 2 月に上海に GLP ラボラトリー第 1 号がつくられたことは GLP に関する最新情報である。

【質問者 4】

昨年の講演で、少量新規物質免除の制度を導入していると聞いたが、その後の状況は如何か。

【Gao 氏】

現在新規化合物の改定を検討中である。

セッション 4 全体討論

【瀬川課長補佐】

大変申し訳ないのですが、本日の御講演いただきました韓国の Young Shin Lee さんですが、御都合により御退席されましたため、全体討論の場では、替わって JIL Corporation の Cho 様に御登壇をお願い致します。Cho 様は、日中韓 GHS に関する専門家会合のメンバーでもいらっしゃいますので同様に状況を把握されておられます。それでは、御講演者の皆様には、御登壇のほどお願い致します。

(講演者、壇上パネリスト席へ着席)

それでは、本日3つ御講演いただきましたが、全体を通しての御質問を受け付けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑応答

【質問者5】

御講演有難うございました。韓国のGHSについてお伺いします。ビルディング・ブロックが、労働部と環境部で異なっているということですが、TCCAの下で規制されている物質は環境部のラベルに基づき作成され、MSDSは対象となっていないと思いますが、MSDSを労働部のビルディング・ブロックに基づいて作る場合、ラベルとMSDSの表示内容が実際と異なると思いますが、この違いへの対応はどのようにしたらよいのでしょうか。

【Cho氏】

とてもよい御質問を有難うございます。実は、この質問は、我々も、環境部、労働部に対して指摘した点でもあります。私の意見では、NIERで指定されている有害物質のMSDSは分類と同じ扱いになると思います。MSDSは同じになるべきと思いますが、これは政府（環境部、労働部）で調和を図るべきと考えます。つまり、MSDSにもラベル上にも同じように記載されるよう調整されるべきだと思います。申し訳ないのですが、私自身は政府の代表ではないため、答え難い内容です。

【質問者5】

将来的に環境部、労働部で統一に向けて現在話し合われているという状況なのでしょうか。

【Cho氏】

環境部、労働部で調和に向けて検討中のはずです。

【瀬川課長補佐】

進行役からお三方に質問させていただきます。日中韓においては、化学物質の生産量、輸入量、輸出量が非常に多くなっている一方、GHSの本格導入を三カ国で検討されていると状況かと思えます。今回の参加者の中でも産業界の方々も多くいらっしゃいますが、化学物質の輸出入に関して、今後このようなことについて気を付けた方がよい等の助言や将来のスケジュール等順番にお伺いできますでしょうか。

【Gao氏】

企業は、ウェブサイトにはアクセスの上、メールで質問を送っていただければ回答することが可能です。

【宮川氏】

私は政府の人間ではありませんが、政府周辺にいる立場として申し上げます。GHSは元来フレキシブルに設計されたものです。各国の適用分野によって、用途や使い方が違うことは、もともと認識されており、表示方法、分類基準を統一することまで厳格に計画されなかったと思います。しかし、EUで見られるように全体としての統一を地域内のみならず、地域外にも求めるような動きがあることも事実です。それを急いで行うのは如何かと、少なくともGHSがはじめに目標としていた2006年にはできないのは当前で、しばらくは、世界中で同じ表示やフレーズ、絵を使って、表示の共有化を、国民、消費者、作業員あるいはそこで管理をする方々が慣れるまで、5から10年位かけてもよいのではないかと思います。その中で、アカデミックサイドでやるべきことは、より統一的な毒性情報のデータベースを整備して、それを共通で分類のために使うことだと思います。

その一方で、産業界では、とりあえずどうすればよいのかという心配があると思いますが、日本のように自主的な分類をどの国においても行えばよいと思います。ただ、地域によって分類結果が異なるという問題については、分類結果等が分かるデータベースを作り、公開し、どうすればよいのか分かるシステムが作られれば産業界にも役に立つのではないかと思います。これは、毒性辞典のデータベースを作るよりは易しいと思うので、そこを行ってもらえるとよいと思います。

【Cho氏】

私も政府の立場ではありませんが、Young shin Leeが話したように、韓国では、化学物質の分類はNIERで指定され、義務化されています。ただ、NIERの分類結果に賛同できない場合は、独自の情報やデータを提示してNIERと協議し、意見を言う機会があります。また、海外からの輸入品は、韓国の規制に従うことを求めています。輸出品については、輸出先の国の規制に遵守することになっています。

【瀬川課長補佐（司会）】

突然の質問にも関わらず、御回答いただき有難うございました。他に御質問はありますでしょうか。

【質問者6】

韓国では、MSDSに海外の規制も記入するとの説明がありましたが、海外の規制はどの程度記入すればよいのでしょうか。例えば、日本やアメリカの関連規則を記載する程度でよいのでしょうか。

韓国に輸出する場合に、16番目の項目には、どこまで列挙しなければならないのでしょうか。

【Cho氏】

韓国のMSDSに則して分類されなければなりません。また、規制対象の化学物質については、セクション16に列挙すべきです。日本に輸出する場合も同じ扱いであり、できる限りの情報を記入する必要があります。

【質問者 6】

中国では、地方レベルの、例えば市や省の上乗せ規制があるか確認させていただけますでしょうか。化学物質という対象が広がりますので、GHSに限ってでもよいのですが、中国では地方政府でも化学物質を規制していると聞いていますので念のため確認できればと思います。

【Gao 氏】

現在、中国の地方自治体における GHS 関連、ラベリングや分類の規制はありません。天津では、化学物質管理に関する規制がありますが、ラベリングや分類はまだありません。

【瀬川課長補佐】

皆さま、有難うございました。もし、他に御質問がないようでしたら、ここでセッション 4 を終了したいと思います。御講演者の皆さま有難うございました。それでは、これをもちまして本日のセミナーを終了させていただきます。

最後になりましたが、本日は、お忙しい中御参加いただき、若干窮屈な環境の中で長い時間お付き合いいただき有難うございました。なお、同時通訳機器とアンケートにつきましては、出口・受付で回収いたしますので、御協力のほどお願い致します。本日はどうも有難うございました。

以上